

はじめに

日弁連法曹養成対策室は、司法制度改革で取り上げられた各テーマに対応するため設けられた日弁連司法改革調査室から、2003年（平成15年）に分離・独立され、法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度を含む法曹養成プロセス全般の諸課題に対応するため設置された。そして、当対策室は、それら課題に対応しながら、調査報告資料として法曹養成対策室報を発刊してきたが、今回がその第5号となる。

新制度の下、2004年（平成16年）4月、新たな法曹養成制度の中核である法科大学院が開校し、2010年度（平成22年度）までに25,000人以上の学生が法科大学院を修了した。また、法科大学院修了生が受験する新司法試験は、2006年（平成18年）から実施され、2008年度（平成20年度）からは、毎年約2,000人の合格者が生まれている。さらに、司法修習は期間が1年となり、前期修習期間がなくなる一方、選択型修習という新たな修習制度が導入され、修習生が自分にあった修習メニューをとることができるようになった。

しかし、その一方で、法科大学院ごとの司法試験合格率に大きな開きが生じ、法科大学院教育の質が厳しく問われるようになり、また、司法試験の合格者数も3,000人には遠く及ばず、さらには、司法修習において前期修習がなくなったことにより弁護士修習の現場に混乱が生じているとの指摘がされてきた。加えて、司法修習生に対する給費制が貸与制に変更されるに伴い、法科大学院生や司法修習生の経済的負担が現実的問題として生じている。

そして、これら新制度の問題を解消するため、2010年（平成22年）には、法務省・文部科学省の下、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームが開催され、昨年からは、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣の申し合わせとして、法曹の養成に関するフォーラムにおいて、有識者を交えた議論が進められている。

このような動きがある中で、日弁連は、英、米、独、仏、韓の、法曹人口や法曹養成制度を含む法曹実情を調査した。今回の第5号は、これら各国の法曹実情調査を踏まえ、作成されたものである。

本件調査内容は、限られた時間的・物理的制約のなかで作成されたものであり、また、国によっては制度自体が固定化されていない部分もあり、必ずしも十分なものとまで言えない部分もあるが、これからの法曹養成制度を巡る議論の一助になれば幸いである。

2012年（平成24年）3月

日本弁護士連合会法曹養成対策室室長 三 澤 英 嗣